

介五郎

介護保険版

差分マニュアル

Ver. 8.6.4.0

平成 29 年 8 月訪問看護改正対応版



株式会社インフォ・テック

目次

1. はじめに	P. 2
2. 高額療養費制度改正への対応	P. 3
2-1. (訪問看護) 平成 29 年 8 月の改正点	P. 3
2-2. (訪問看護) 介五郎の変更点	P. 4

1.はじめに

今回更新した Ver8.6.4.0 では、**訪問看護の医療請求**において、平成 29 年 8 月から適用される高額療養費制度の改正に対応いたしました。

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組みです。

しかし、高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、平成 29 年 8 月と平成 30 年 8 月の 2 段階にわけて、自己負担上限額が引き上げられることになりました。

Ver8.6.4.0 では、改正の 1 段階目にあたる、平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月のあいだの負担額引き上げに対応しました。

【参考】高額療養費の自己負担額の見直し予定

- 第 1 段階目（29 年 8 月～30 年 7 月）では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ。一般区分の限度額（世帯）については、多数回該当を設定。
- 第 2 段階目（30 年 8 月～）では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、1 年間（8 月～翌 7 月）の外来の自己負担額の合計額に、年間 14.4 万円の上限を設ける。

○現行(70歳以上)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み (年収約370万円以上) 健保 標準28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円) 健保 標準26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○1段階目(29年8月～30年7月)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○2段階目(30年8月～)

区分(年収)	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
年収約1160万円～ 標準83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円 + 1% <140,100円>	167,400円 + 1% <93,000円>
年収約770万～約1160万円 標準53～79万円 課税所得380万円以上		
年収約370万～約770万円 標準28～50万円 課税所得145万円以上	80,100円 + 1% <44,400円>	
一般	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者 ※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。
 < >内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額(多数回該当)。年収は東京都特別区在住の単身者の例。

2.高額療養費制度改正への対応

2-1.（訪問看護）平成29年8月の改正点

平成29年8月から 70歳以上の上限額が次表のように変わります。（※69歳以下は変わりません。）

<改正点>

- ①適用区分「現役並み」と「一般」の上限額が引き上げられます。
- ②適用区分「一般」に年間上限額が設けられます。
- ③適用区分「一般」で世帯合算の上限額に、多数回該当時の上限額が設けられます。

<見直し前（平成29年7月診察分まで）>

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% <多数回 44,400円 ※2>
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円



<見直し後（平成29年8月診察分から）>

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000) × 1% <多数回 44,400円 ※2>
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	14,000円 〔年間上限 14万4,000円〕	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

2-2. (訪問看護) 介五郎の変更点

今回の改正に対応して、医療看護入力画面や療養費明細書などに表記される自己負担金額が変わります。また、利用者台帳と医療看護入力で印刷できる適用区分確認表も変わります。

医療看護入力 「資格情報」タブの表示 (適用区分「Ⅲ(一般)」の例)

(旧) 平成 29 年 7 月提供分まで

高額療養費現物給付化
 高額療養費現物給付化対象の有無
 公費の有無 1-公費なし
 適用区分 05-Ⅲ
 多回数該当
 75歳到達特別対象療養
 負担限度額 12,000円

負担限度額=12,000円

(新) 平成 29 年 8 月提供分から

高額療養費現物給付化
 高額療養費現物給付化対象の有無
 公費の有無 1-公費なし
 適用区分 05-Ⅲ
 多回数該当
 75歳到達特別対象療養
 負担限度額 14,000円

負担限度額=14,000円

療養費明細書 (適用区分「一般」で利用者負担額が負担上限額に達したときの記載例)

(旧)

品	請求	円	決定	円	負担額	円	※高額療養費
合計	181,560	円			12,000	円	

負担金額=12,000円

(新)

品	請求	円	決定	円	負担額	円	※高額療養費
合計	208,810	円			14,000	円	

負担金額=14,000円

適用区分確認表

(旧)

【70歳以上及び後期高齢者】

	適用区分	所得区分	特記事項	備考	自己(公費)負担限度額
公費なし	Ⅳ	現役並みの所得者	-	-	44,400円
	Ⅲ	一般	-	-	12,000円
	Ⅱ	低所得Ⅱ	-	低所得Ⅱ	8,000円
難病・特定疾患	Ⅳ	現役並みの所得者	17 上位	-	44,400円
	Ⅲ	一般	18 一般	-	12,000円
	Ⅱ	低所得Ⅱ	-	低所得Ⅱ	8,000円
生保併用	Ⅳ	現役並みの所得者	-	-	8,000円
	Ⅲ	一般	-	-	8,000円
	Ⅱ	低所得Ⅱ	-	低所得Ⅱ	8,000円
公費併用(難病・特定疾患生保を除く)	Ⅳ	現役並みの所得者	-	-	12,000円
	Ⅲ	一般	-	-	12,000円
	Ⅱ	低所得Ⅱ	-	低所得Ⅱ	12,000円

※「25 中国残留邦人」と医療の併用は「生保併用」に含まれます。

(新)

【70歳以上及び後期高齢者】

	適用区分	所得区分	特記事項	備考	自己(公費)負担限度額
公費なし	Ⅳ	現役並みの所得者	-	-	57,600円
	Ⅲ	一般	-	-	14,000円
	Ⅱ	低所得Ⅱ	-	低所得Ⅱ	8,000円
難病	Ⅳ	現役並みの所得者	17 上位	-	57,600円
	Ⅲ	一般	18 一般	-	14,000円
	Ⅱ	低所得Ⅱ	-	低所得Ⅱ	8,000円
生保併用	Ⅳ	現役並みの所得者	-	-	8,000円
	Ⅲ	一般	-	-	8,000円
	Ⅱ	低所得Ⅱ	-	低所得Ⅱ	8,000円
公費併用(難病・生保を除く)	Ⅳ	現役並みの所得者	-	-	14,000円
	Ⅲ	一般	-	-	14,000円
	Ⅱ	低所得Ⅱ	-	低所得Ⅱ	14,000円

※「25 中国残留邦人」と医療の併用は「生保併用」に含まれます。

注意!

【バージョンアップ前に29年8月以降の予定・実績を作成していた場合の注意】

バージョンアップを行う前に29年8月以降の医療看護予定や実績を作成していた場合、その予定・実績に改正前の負担限度額が残ってしまいます。そのまま請求書を作成すると古い限度額のまま作成してしまいますので、必ず再計算を実行してください。

平成29年08月分

- 提供月が平成29年8月以降の予定・実績で負担上限額が古いまま残り、誤っている。

負担限度額=12,000円 → 誤り



- 再計算をクリックし、実行することで新しい負担限度額に修正できる。

負担限度額=14,000円 → 正しい



発行：株式会社インフォ・テック

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

<http://www.info-tec.ne.jp/>